



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
8月22日
第438号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 1
- 告 示
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (医療福祉推進課) 1
 - 道路区域の変更 (道路保全課) 2
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 2
- 公 告
 - 林業種苗生産事業者講習会開催公告 (森林保全課) 3
 - 公共測量実施公告 (監理課) 3
 - 公共測量終了公告 (監理課) 4
 - 落札者決定の公告 (琵琶湖保全再生課) 5
- 健康福祉事務所告示
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (高島) 5
- 人事委員会公告
 - 令和5年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) (経験者採用) 公告 5

規 則

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第49号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則 (昭和55年滋賀県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第16条第149号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「測量または調査」を「基礎調査」に、「立入り」を「立入り等」に改め、同条第150号中「同法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和4年法律第55号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同条第155号中「滋賀県宅地造成等規制法施行細則」を「滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第326号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問介護志	栗東市御園 1016-1	株式会社アスピラシオン 代表取締役 辻広志	栗東市小野 213-4	訪問介護	2571200852	令和5.7.31

滋賀県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年8月22日から令和5年9月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
県道	湖東八日市線	東近江市中小路町字ヤケヤ158番1地先から	変更後	最小 21.8m く 最大 26.1m	436.9m	道路法第24条 工事に伴う道路区域の変更
		東近江市中小路町字巾の下370番1地先まで	変更前	最小 21.1m く 最大 25.5m	436.9m	
	五個荘八日市線	東近江市中小路町字ヤケヤ162番1地先から	変更後	最小 12.8m く 最大 14.4m	68.5m	
		東近江市中小路町字ヤケヤ164番地先まで	変更前	最小 8.7m く 最大 12.2m	68.5m	

滋賀県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月22日から令和5年9月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
木部野洲線	野洲市久野部字辻268番1地先から 野洲市久野部字円七142番4地先まで	令和5.8.22	L=54.8m
湖東八日市線	東近江市中小路町字ヤケヤ158番1地先から	令和5.8.22	L=436.9m

	東近江市中小路町字巾の下370番1地先まで		
五個荘八日市線	東近江市中小路町字ヤケヤ162番1地先から 東近江市中小路町字ヤケヤ164番地先まで	令和5.8.22	L=68.5m

公 告

林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 講習会の日時および場所

- (1) 日時 令和5年9月13日(水)午前9時40分から午後5時15分まで
- (2) 場所 林業普及センター2階会議室(野州市北桜978-95)

2 講習内容および講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地および系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

なお、講習において、「講習会テキスト 林業種苗の生産・配布に必要な知識(全国山林種苗協同組合連合会平成22年4月発行)」を使用するので、各自持参すること。

3 講習対象者 林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者またはその従事者

4 申込書配布 令和5年8月22日(火)から令和5年9月6日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および各森林整備事務所(高島支所を除く。)で配布する。

※ 申込書は、県ホームページからダウンロードして使用できます。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習会の開催日の7日前までに、林業種苗生産事業者講習会申込書に必要事項を記載して、各森林整備事務所(高島支所を除く。)に申し込むこと。

6 申込み受付時間 午前9時から午後5時まで

7 受講手数料 14,000円

滋賀県収入証紙を申込書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受講手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

8 講習会修了証明書の交付 講習会の課程を修了した者に対して、林業種苗生産事業者講習会修了証明書を交付する。

9 連絡先 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課 電話 077-528-3935

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量・水準測量)

2 作業の地域 近江八幡市牧町、水茎町、元水茎町

3 作業の期間 令和4年6月20日から令和4年9月20日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 矢野 公久から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測深)

2 作業の地域 長浜市高時川流域

3 作業の期間 令和5年4月10日から令和5年9月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の期間 令和5年7月3日から令和6年2月19日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基盤地図データ更新)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月27日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、愛荘町長 有村 国知から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ更新)
- 2 作業の地域 愛荘町全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月28日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所長 谷口 昭一から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ計測、デジタル撮影、数値地形図作成)
- 2 作業の地域 大戸川流域 大津市上田上牧町～甲賀市信楽町黄瀬
- 3 作業の終了日 令和5年3月31日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長浜市長 浅見 宣義から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳修正)
- 2 作業の地域 長浜市全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月31日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、甲賀市長 岩永 裕貴から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(レベル1000航空写真撮影および写真地図作成)
- 2 作業の地域 甲賀市全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月31日

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 水草刈取船 1隻
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課 〒520-8557 大津市京町四丁目1-1 電話 077-528-3463
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月10日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社テクアノーツ 中部事業所 中部事業所長 舟木直純 〒503-0856 岐阜県大垣市新田町四丁目30番地
- 5 落札金額 61,596,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年6月13日(火)

健康福祉事務所告示

滋賀県高島健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年8月22日

滋賀県高島健康福祉事務所長 時田 美和子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
介護老人保健施設グリーンテラス	高島市新旭町旭696	医療法人社団四葉会 理事長 松田俊哉	高島市新旭町旭696	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	2552280022	令和5.8.31

人事委員会公告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)(経験者採用)公告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)(経験者採用)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和5年8月22日

滋賀県人事委員会委員長 池田 美幸

- 1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
行政	15人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務
総合土木	2人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

- (1) 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

- (1) 試験日 令和5年11月19日(日)

(2) 場所

- ア 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)
- イ 都道府県会館(東京都千代田区平河町二丁目6番3号)

- (3) 方法 大学卒業程度の筆記試験および適性検査を、次の方法により行います(200点満点)。

ア 「行政」 筆記試験(教養試験およびアピールシート)および適性検査を次の方法により行います。

- (ア) 教養試験(配点100点) 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。40問出題、全問必須解答とします。

- (イ) アピールシート(配点100点) 民間企業等での経験の中で最も大きいと思う成果とその内容について、「取り組んだ時期」、「リーダー等の役職」、「果たした役割」、「発揮した能力」を明確にして具体的に800字程度で記入するとともに、記入した経験や能力を県職員として業務遂行する上でどのように活かせるかについて、400字程度で記入していただきます。試験時間中に資料等の閲覧はできません。

なお、第1次試験において、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は、アピールシートは採点されません。アピールシートは第2次試験口述試験の参考資料としても使用します。

- (ウ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

イ 「総合土木」 筆記試験(職務基礎力試験、専門試験およびアピールシート)および適性検査を次の方法により行います。

- (ア) 職務基礎力試験(配点50点) 択一式により、公務に必要な基礎的な知的能力についての筆記試験(「社会的関心と理解について問う分野」、「言語的な能力を問う分野」、「論理的な思考力を問う分野」の3つの分野から出題)を行います。75問出題、全問必須解答とします。

- (イ) 専門試験(配点50点) 記述式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。出題分野は別表のとおりです。複数問出題し、うち4問選択解答とします。

- (ウ) アピールシート(配点100点) 民間企業等での経験の中で最も大きいと思う成果とその内容について、「取り組んだ時期」、「リーダー等の役職」、「果たした役割」、「発揮した能力」を明確にして具体的に800字程度で記入するとともに、記入した経験や能力を県職員として業務遂行する上でどのように活かせるかについて、400字程度で記入していただきます。試験時間中に資料等の閲覧はできません。

なお、第1次試験において、職務基礎力試験または専門試験の成績が一定の基準に達しない場合は、アピールシートは採点されません。アピールシートは第2次試験口述試験の参考資料としても使用します。

- (エ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

- (4) 第1次試験合格者の発表 令和5年12月上旬に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg>)

jp/kensei/jinji/saiyou/)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

- (1) 日時および場所 令和5年12月中旬の土曜日および日曜日に大津市内で行う予定です。詳細は、第1次試験の合格者に通知します。
- (2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験および口述試験を、次の方法により行います(500点満点)。
 - ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。
 - イ 口述試験(配点400点) 人物について、個別面接(プレゼンテーションを含む。)および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

5 最終合格者の発表 令和6年1月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

- (1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。
- (2) 給料は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)等により経歴その他を勘案の上、決定しますが、大学卒業後企業等に5年間勤務した27歳の人で、月額234,134円(地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和5年4月1日現在のものです。
- (3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

- (1) 受験の申込み
 - ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。
 - イ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、システム上試験区分の変更はできません。
- (2) 受付期間 令和5年10月3日(火)午前9時から令和5年11月2日(木)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。
- (3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。(ただし、滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)で定める県の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から翌年の1月3日までの期間)は受付しておりません。)

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験または職務基礎力試験の正答数および専門試験の得点	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

別表

試 験 区 分	出 題 分 野
総 合 土 木	数学・物理、応用力学、水理学、測量、材料・施工、土質工学、都市計画、土木計画、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。